

私なりにはございますが、そこは種類が違うからというふうなことを言われているところがございます。そういった中で、将来の行政需要というふうなことで皆さんがどのようにお考えかという部分について、市民課の記載台のところ、窓口の延長は毎月曜日やっていますけれどもさらに皆様方のご意見をお聞きしたいというふうなことを置いて、それで記述式にしておきたいなというふうに私なりに考えているところがございます。

どうも、議員が以前おっしゃられました、これくらいの費用がかかるからどうだというふうな言い方であるとか、あるいは選択式にして選んでいくということ、そうすることも考えていたのでございますが、どうも誘導的な話にしかないものですから、やはりご自由な記載、記述式というふうな考え方の意見の求め方、行政需要の掘り起こしというふうなことでのとらえ方で考えて検討したいというふうに思います。

以上でございます。

○大沼 久議長 1番、我妻昇議員。

○1番 我妻 昇議員 ありがとうございます。時間もありませんのでまた今度改めてするところはしたいと思いますが、観光事業について、もう少し整理して、きのうの理事会でもあったように管理運営なのか運營業務だけなのかとか、あとは経済効果を調査するというような項目もあったようですけれども、それを実際観光協会がそういうことをするのか、市の方である程度まとめるのかとか、そういった市と観光協会のかかわり、契約内容というんでしょうか、仕事の分担というんでしょうか、そこをもう少しはっきりさせていくのも一つの課題ではないかなと。

経済効果を考えるというのは非常に大切なことで、このお祭りではどのくらいの効果があった、どのくらいのお金が落ちたんだとか。そうすると、この規模のお祭りをするとこの程度の

ことが期待できるだろうと新しいことも生まれると思うんです。経済効果を常に把握するというのは非常に大切なことだと思いますので、そういった役割分担ですとかいろんなものをまた考え検討していただいて、各種観光事業に役立てていただきたいなと思います。

以上で質問を終わります。

渋谷佐輔議員の質問

○大沼 久議長 次に、順位7番、議席番号10番、渋谷佐輔議員。

(10番渋谷佐輔議員登壇)

○10番 渋谷佐輔議員 よろしくお願ひします。

去る8月21日夕刻、突然の雷雨、そして降雹により、伊佐沢地区の農家の皆さんには大変な被害をこうむりました。心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げますものであります。議会産業・建設常任委員会の現地踏査あるいは農業委員会での説明では、おおよそ51ヘクタール、被害金額1億7,000万円有余の被害数値であります。リンゴやナシ、ブドウは販売不可能の状況であり、ブドウ苗木、ホップ、一部稲作等にも被害が及んでいる状況であります。このようなとき、市長はいち早く県当局などへ陳情・要請されていることを聞き、大変時宜にかなった措置を講じていただいたと敬意を申し上げますと思います。要請の経緯あるいは今後の対応などについて、ここでご報告いただければ幸いと存じます。これから調査や事務的手続などいろんな作業が続けられると思いますが、関係諸機関との連携を密にしてスムーズな救済措置に当たられるようお願い申し上げます。

さて、質問に入らせてもらいますが、過去にもこのような災害や被害に遭遇するときはたく

さんあったと思います。しかし、いつのときもたくましく立ち直ってくれた先輩たちに感謝したいと思います。また、長井市の農業、地域の農業を可能な限り持続発展させることが我々の役目であることを念頭に質問させていただきます。僭越ですが、サブタイトルを「ミミズのあちこど」と題させていただきます。

最初に、農業の振興についてであります。

この件につきましては、平成19年施行される経営基盤強化促進法の一部改正にかかわるものでございます。

農業振興ということは、農業政策の柱をどこに置くかということでもあります。国としての政策、自治体としての考え、それぞれ方向性を明確なものが必要となります。振り返れば、昭和27年の農地法、昭和36年の農業基本法、平成7年の新しい食料・農業・農村基本計画、そして平成17年の経営基盤強化促進法、そして今般の経営基盤強化促進法改定であります。今まで柱というものを価格政策で引っ張ってきたと思います。それは、米価中心の政策、消費者に対していかに認めてもらうかという対策であり、長井市としても、新作物研究ということは何をつくったら農家の生活に潤いを持たせることができるのかといった施策でした。

しかし近年、急速な社会情勢の変化、いわゆる少子化現象と後継者不足、担い手不足が農業情勢を大きく変えようとしていることはだれもが承知のとおりであります。担い手農家とか法人組織によって地域農業を支えてもらおうとしてきましたが、なかなか思うようにいかない状況でした。ここで、今度は集落営農という形で地域の農業を維持しようとする農政の転換であると私は理解しております。今般改正の主なもの、一つは集落営農システムの構築、二つ目には株式会社などの参入による全国展開、三つ目が遊休地あるいは耕作放棄地をなくすということでもあります。

今般の質問は、一つ目の集落営農システムの構築についてであります。

担い手育成や法人化対策も長井市では早くから取り組んでおりますが、直近の調査では、いわゆる耕作地を持っている、生産調整にかかわる農地を持っている農家が1,807名です。うち米販売農家は1,529名、基本水田面積が2,794ヘクタールです。その中で転作面積30数%を消化しなければなりません。それをだれがどのように取り組んできたか推移を見れば、認定農業者制度であり法人化でありましたが、現在、認定農家と言われる方は159名、8件の生産法人であります。この状況で農地を守る、農業者の生活を守る、集落機能を守るなど、将来とも到底果たし得ないことを私は危惧するものであります。小規模でも地域農業を支えてきた兼業農家の存在も忘れてはなりません。

このたびの経営基盤強化促進法改定は、地域の全農家住民を組織化し、中心となる農業者・経営スタッフに任せましょうというものであります。今、農協が主体で各地で座談会を開催し協議しておりますが、なかなか大変なことを関係者から聞き及んでおります。特に水田農業の構造は、農地の集積は図られたとしても圃場が点在し作業効率が悪い、後継者確保も難しい状況です。さらに、中山間地では農業従事者の高齢化が深刻です。このとき新たな政策は、認定農業者と一定の要件を満たす集落営農組織に絞る方向であり、現状のままでは多数の農家が施策のメリットを受けられず、稲作農家と農家集落の崩壊が危惧されるのであります。

農家としては、メリットとなる担い手育成に組織の総力を挙げて取り組む姿勢を示しております。JA山形おきたまでは、組織・意識・知識の「三しき改革」によって集落の将来を描いております。集落も混住化社会ですから、既存の感覚を捨てなければなりません。担い手は自立の経営を目指しているやさき、集落営農の中

心をまで担うとなれば大変なプレッシャーであろうと察せられます。「ミミズのあちこど」はこの辺からも生まれるわけであります。平成19年には実行に移さなければならない作業であります。議論の集約、プランナーの配置支援、集落の農家リーダー育成確保など、実施に向けてのスケジュールもあります。行政として、市当局においても深くかかわっていくことを求められていると思います。

市長にお伺いします。この制度改定は長井市の農業を変えたいと思いますか、変わらないと思いますか。変わるものと期待されるならば、行政としても本腰を入れて、地域の皆さんとともに汗を流してほしいと切望するものであります。長井市農業の将来展望はここにあるんだという市長の明快な方針、改革への道筋について、さらには具体的私案がございましたら、この経営基盤強化促進法改定を機会に合わせてのアクションプログラムも示してほしいと思います。

次に、農業経営の環境についてであります。

この件に関しては、農業者個々が安心して経営に取り組めるよう環境を整えておかれるべきであります。そのためには、かかわりのある各種農業団体と行政はいつの場合も連携協調を図りながら行政運営を進めていかなければならないと思います。

社会的背景をかながみれば、少子高齢化社会、雇用機会の減少、年金福祉の不安、地域経済の低迷など、行動半径は少しずつ狭くせざるを得ない状況ではないでしょうか。

さかのぼって、日本農業は戦後、農地解放により地主・小作関係が消滅、広範に誕生した自作農家、家族経営を守ることに新体制が生まれ、その目的として農業委員会、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区などが組織化されました。農地を厳しく監視する目的の農業委員会、共同生産・生活経営活動としての農協、農業災害補償としての経済的支援目的の農業共済組合、

水と土を管理するとしての土地改良区など、それぞれが目的遂行のため孤高して運動や要請を展開してきました。それらが独自に運動や要請を繰り返すことにより、不本意ではありますが、ばらまき農政などとやゆされ言われるゆえんとなっているかもしれません。今、先ほど申し上げました社会的背景の中で、我々は10年後、50年後を近々の課題として想定しなければなりません。

農協にしてしかり、経営合理化のもとに大同合併は進められたものの、減反、転作や米価の低迷から組合員農家経済の困窮、農協購買力や販売量の低下により農協そのものが力を落とし、小回りのきかない組織として組合員からの信頼はいかかなもののでしょうか。土地改良区にしても、事業は終了しても水田、水路、農道等の管理には手がかかる一方、集落全体の環境保全という部分にまでもかかわるよう国の施策に示され始めました。土地持ち農家は存在しても人的要素の確保は難しく、組合員の意識も変化しております。改良区の使命は終わった、運営に自信が持てなくなったとして、改良区の解散など発生していることも耳にします。エコノミストの中には、農協も土地改良区も解体の運命にあるのではないかと危惧する人もおります。

農業委員会においても、昨年の法律改正により、独立行政委員会は残すものの、人口規模、面積によっては必要規定でなくなったことから、町によっては農林課の中に統合されている事例もあります。共済組合においても、管内では整理統合されました。近々、西置賜支所も廃止されると聞き及んでいます。このような農業事情ですから、組合経営者としての広報の発行、事業の推進、部長研修など必死で経営努力をしておられます。

農業4団体の実情を私なりに解析しましたが、今まで果たしてきた役割、意味合いというものははかり知れなく大きい存在であります。改革、

改革の名のもとに国はいろんなことを地方に求めてくると予想されます。今、衆議院議員選挙のさなか、政権政略を声高に叫ばれておりますが、政治的・政策的圧力のみならず集落内部からの組織の崩壊が一番恐ろしいのです。行政運営にも大きな力となってきた集落機能という大切なきずなを引き裂いてはなりません。これが二つ目の「ミミズのあちこど」であります。

食料のみならず、多面的機能を果たしている農業・農村がどうなっていくのか、背中ばかり見ているわけにはいきません。前向きに正面から問題とぶつかなければならない時期に到来していると思います。

市長にお伺いします。水と緑と花のまち・長井を培ってきたのは、農業・農村・農業者の活力であったと私は自負しております。国が示す政策も間違いではありませんが、長井市には長井市のまちづくり、理念というものがあるはずで、自立ということで、「民間でできることは民間で」ということの限界を理解いただき、何としても農業・農村の未来展望を見きわめ、だれが何をなすべきか、関係4団体との綿密な連携と信頼関係こそ一番大切かと思えます。市長のスタンスが明確に示されれば、我々としても政策的提言や行政運営に役割を果たすこととなると思えます。そのことについて市長の見解をお聞きします。

最後に、観光と連動した農業についてであります。この中で、グリーンツーリズムについて触れてみたいと思えます。

グリーンツーリズムが果たしてきた、地域活性化につながっている、このテーマについて私は、山形県の肝いりもあって、後押しもあって、このグリーンツーリズム構想は大変な関心と呼んできたと思えます。人との交流で新鮮な感覚を得ることができ、所得の向上にもつながり、農家経済にも大変頼もしい助っ人としてデビューしたと思っていました。しかし、現在はどう

でしょうか。現状について県置賜総合支庁に問い合わせたところ、農業・農村に係るメニューが多いのに、窓口である所轄が商工労働部ということも「あれ」という思いであります。聞くところによれば、地域の中で交流、体験を通して農山村に親しんでもらおう、そしてオーナーになってもらおう、直売につなげよう、そういう方たちの活動に着目し、県が後追いじゃんけんをしたという逸話も聞きました。

さておき、長井市の場合、観光協会も再出発という形をつくりました。農業の持つ特性や地域の個性、人々のもてなしを観光の分野に共有して取り組むことができたなら、地域の活性化、あるいはそれにかかわる人たちへの励みになると思えます。小さくとも光り輝く活動をしている人もおられます。グループもあります。壁にぶつかっている組織もあります。グリーンツーリズムは農家経済に結びつける一つの手法だと思います。長井市としての考え方、あるいは周辺自治体との協議による推進策などについて市長の所見を伺いたく、壇上よりの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 渋谷議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、降雹被害についてであります。8月21日の4時半ごろから伊佐沢地区と豊田地区の一部にかなりの被害があったと。県も市も農協共済等も22日に現地調査をされましたし、私も助役とともに現地に行っていました。リンゴ、西洋ナシ、ブドウ、ブドウ苗ですね、ホップあるいはキュウリ、ナス等も含めて、面積で52ヘクタール、金額で1億7,000万円以上の被害が確認されたということでもあります。

見てみますと、あれは横なぐりですから、当たったところはぽつとなんですが、二、三日、四、五日してだんだんに完熟してきますとじわ

っと広がるんですね。これはもうやはりとても売り物にならないということでありまして、それを地元で使うにしても、ジュース等はまだ満杯なんだそうですけれども、これもだめと。

心配なのは、そのままになると来年今度は無理になってくると。しかし、今とると今度は若芽も一緒にとってしまうものですから、来年今度はつかないと。そういう被害があるということで深刻だなというふうに思いました。農業技術というのはすごいもので、今、もう和ナシとラ・フランスが一緒の木に兄弟仲よくなっているとか非常に効率的になっていまして、そういった意味で大変だなということを痛感をいたしまして、私も農林課長とともに、まず置賜総合支庁の農業振興課長。たまたま総合支庁長や経済部長が難しかったわけでありまして、その足で県の農林水産部長の高橋部長にもお会いして、まずこの状況をしっかりとお伝えをしました。

所得のあれについては共済等でと、県の見解は、ここもちょっと難しいところなんですね。あれは非常に金額がかさんでおりますし、面積のこの辺はちょっと入っていないとかいろんなところがありまして、この辺のところ非常に難しいところですが、ただ、共済等については早期に支払いするように行政としても頑張りたいと。

問題は、やはり来年できなくなるということ、これは防がなければいけませんから、これはやはりまず消毒をしなければいけないということでありまして、農協さんは自分のところから買ったものに限定するそうですが、消毒の4分の1を補助したいということでありまして、市もやるから県もぜひ頼むというふうに強く要請をいたしました。よく検討しますということでありまして、市もやるからと言っていきますから、言わなければ県はなかなか出てきませんから、それはやはり市もしなければいけない

し、今後、例えば融資をされている公的資金の繰り延べであるとか、なかなか天災融資法なんていうのには面積だとか何とかということがありませんので、ただ、今の台風等もありまして、これからもう台風等も来ますから、そういうのを複合的に考えられないかなんていうことを県なんかも言うておりましたけれども、来ちゃ困るわけですよ、本当は。しかし、いろんな面できちんとかく農家の皆さんの再生産を保証し、ある程度所得も補償するという方向で頑張らなければいけないと。農業委員会の皆様や農協からもご要望がござっておりますし、市議会の皆さんも皆さんで、産建の委員会の皆さんはもちろんです。現地視察をされたと聞いておりますので、今後ともしっかりと要望し取り組んでまいりたいと、対策をしましてまいりたいと、まず申し上げたいと思います。

次に、農業振興指針の経営基盤強化促進法の見直し、これをどうだということでありまして。

議員が戦後から説き起こされましたし、私も若干農業に三流でありましたけれども携わっておりますから、これまでの変移の状況、変遷の状況についてはご指摘のとおりだと思います。

特に水田農家については、やはりかなり劇的な変化に直面しているといつて間違いのないと思います。早ければ平成19年度から、農業者や農業団体がみずから売れる米づくりを実践していかなければいけない。それから、今年3月の閣議決定は、食料・農業・農村基本計画の中で将来の我が国の担い手となるべき農業経営の育成確保に重点が置かれていると。これはやはり担い手がどんどん高齢化してなくなっていくのではないかと。それから、耕作放棄地あるいは不耕作地が全国的にどんどん広がっていると。ここはまず大変だということが、ここに対応しなければいけないということがまず問題意識としてあるのだろうと思います。

農業を取り巻く後継者不足、担い手不足、高

齢化など厳しい条件は、もちろん全国的にもありますし長井市でもあるわけではありますが、しかし、私は常々申し上げているとおり、長井市は非常に頑張っている方も多いと。担い手も159名の方ですが、私は担い手協議会と総会等にも必ず出席させていただいて意見交換をするわけですが、非常に複合経営を立てる。伊佐沢等もそうですね、果樹なんかでも頑張っているわけですし、ホップやいろんな面での複合経営。それから畜産とも組み合わせている。あるいは、法人等で転作大豆との組み合わせで規模拡大をしている担い手集団。歌丸の里なんかは代表だと思いますが、あるいは花卉栽培等で複合経営で高収益を上げておられる等、いろんな市内でも非常に頑張っている農家が多いというのも私はこれは事実だろうというふうに思います。

国もそうですが、やはりまず、従来は人や個人に対してはなかなか応援はしなかったわけですよ。全体としてということで補助金をつけたり何したりということだったんですが、まず中核農家や認定農家、担い手農家あるいは農業集団等に応援をするという体制でありますし、長井市もその基本方針でやはり応援しなければいけないのではないかと。できる範囲は非常に限られているわけですが、基本的にはそうだというふうに思っております。

飯豊町も農業が基本ですから一生懸命やっておられるというのは渋谷議員ご指摘のとおりだと思いますが、長井市は長井市で、申し上げましたように、非常に認定農家の皆さんも頑張っておられるし、あるいはレインボーの皆さんも特区をとられて野菜をつくっていらっしゃる方もいらっしゃる、あるいは農地の貸借でやっている方もいらっしゃるということですね。これも全国的に注目をされておまして、評価も得ておりますし、また農林水産委員会でも視察にこの4月に来ていただきましたし、今後

はやはり、17年の施政方針でも示しましたが、長井市の農業の方向は循環だと。まず循環型。これはレインボーの思想であります。それから、環境保全型だと。減農薬、減化学肥料だと。それから、生産者の顔が見える農業だと。トレーサビリティというんでしょうか。その三つのキーワードに基づいて実践をされる農家の方を応援していくということなのではないかと。

さらに、国の政策にもありますが、海外輸出等も今度はやろうということになりました。日本の農産物は最高なんですよね。サクランボだって、海外から来たもの、あんなものは駆逐しました。リンゴもそうですね。リンゴも駆逐しました。今リンゴは、アメリカのリンゴも日本から行った苗でやっていると。世界的にいっても、あんなに美味しいリンゴなんていうのは日本しかない。これはもう各、ブドウについてもそうですしメロンについてもそうでしょうし、あるいは肉もそうだとさえも言われておりますが、こういったやはりすばらしい世界の高級品をつくっているわけですし、長井市のサクランボやリンゴも非常に市場では高い評価を受けている。この間は最初に被害に遭われて、被害に遭われた方には大変お見舞いを申し上げますが、一気に長井市もすごいんだと、サクランボ、桜桃も評価を逆に上げたみたいな話もありますし、そういうやはり輸出等に意欲を持っておられる農家がいれば、これはぜひ国と相まってやはり応援をしていかなければいけないのではないかとこのように思っているところであります。余り農業のことでしゃべり過ぎると……でありますので。

私は農業団体の皆様と、結論を申し上げます、全く対等に、お互いにやはり意見は言い合って、そしてその中でできることは一緒にやると、検討すべきことは検討するというような方向でこれからもやはり連携を密にしたいと思っております。私の性格上ちょっと強い言葉があるとか

なんとかと言われますが、ここはやはりちょっと注意しながらですね。

ただ、きのうも申し上げましたけれども、公共事業でありますからね、市町村設置型なんかのときには。やはり土地改良区さんもぜひ考えていただきたいと。例えば組合員は4,000円だけれども、組合員でない方は1万7,000円というふうになると、やはり非組合員の方は非常に大変になってくるぞと。それから、非組合員の方についてはなかなか事務的に煩雑だから、市が公共的にやっているわけだから、そこはやはり組合員の方と同じように扱っていただきたいよというようなことは申し上げていきたいと思えます。これは農業委員会の皆さんにも定数等のときにも申し上げましたし、農協の皆さんにも、あるいは共済の皆さんにもそう申し上げながら、皆さんのご意見もしっかりと受けていくということでより緊密な連携が保てるのではないかとこのように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます、総論的には。もし各論的にありましたら、またそのときにありますが。

グリーンツーリズムですね。これは、まあしかし、そうはいつでも山形県や総合支庁は非常に今後期待をしているということで、それぞれに地域ぐるみの活動がしやすい体制を応援しようという機運にはなっているのではないかと思います。長井でも、伊佐沢のあそこの共同直売所ですか、ああいうのを中心にやはりいろんなところから来ていただいているわけですし、地域のよさも、それから製品のよさも売っているわけですし、それから平野地区の皆さんは、この間も私も参加させていただきましたが、川崎市の地区と、中野島商店街の皆さんとの連携をやっていたらいいとか。あるいは西根では、やはり生協の皆さんとの連携の中でこちらに対しても来ていただいて楽しんでいただけるように。あるいは物産では、江戸川区民まつり、

あるいは金武町、お互いに行ったり来たり、物産展ですね。ということがあると思いますし、こういったところを、やはりこれは今後の展開として担当課で長井市内もネットワークづくりをして、そしてお互いに情報を交換しながら、今後具体的にどう進めていったらいいのかということを考えていきたいというふうに思っているところでもあります。

特にグリーンツーリズムで、近隣、関東地方からの受け入れ等というのは、やはり先進的には高島ですね。高島が非常に頑張ってもらえるわけですから、やはりこの経験を学ばなければいけないと。それから、今後やはり団塊の世代の皆さんも、会社を一たん退職なされたら農業をやってみたいという方もいらっしゃるわけですから、こういった皆さんも受け入れるようなことができないかというのも十分に考えていかなければいけないというふうに思っているところでもあります。

以上です。

○大沼 久議長 10番、渋谷佐輔議員。

○10番 渋谷佐輔議員 市長の答弁、大変ありがとうございました。大変焦点が絞り切れない質問だったかと思いますが、大変懸命なご答弁に感謝申し上げます。

後ほど再質問させていただきますが、ここで、通告をしておりますが、本人の了解と了承を得ておりますので登壇していただくことをお許し願いたいと思えます。このたび農業委員会の会長として就任されました小関秀一さんに伺いたいと思えます。

先ほど市長から新しい農業指針への取り組みについて伺いましたが、小関さんは農業に深く造詣をお持ちであり、長井市の農業をどうしたら活性化させることができるか、課題はどこにあるのか、このたびの集落営農システムの構築についてどのようなお考えをお持ちなのか、私見を含めてお聞きしたいと思います。よろしく

お願いします。

（「市長からふってもらえ」「どうも失礼しました。じゃあ市長、ひとつよろしくご配慮をお願いします」の声あり）

○大沼 久議長 10番、渋谷佐輔議員。

○10番 渋谷佐輔議員 じゃあ市長からこの辺についてご説明お願いしたいと思います。

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 わかりました。せっかく、私も多少持論を申し上げましたし、農業委員会の会長さんはまさに実践をされていて、若くて、そして成功もなさっていると思いますが、農業委員会の若手をまとめて全体をまとめていらっしゃるわけでありますから、具体的に今実践をなさされている会長さんにこの長井市の農業についても見解をお願いをしたいと思えます。

○大沼 久議長 小関秀一農業委員会会長。

○小関秀一農業委員会会長 今、市長から渋谷議員の質問に対しての農業委員会としての考え方を示せということでありましたので、私も、ご承知のとおり、7月の農業委員会の改選で委員定数も24名から17名というふうに非常に数多くの削減をされた農業委員会の中での会長職を仰せつかったものでありますので、非常に緊張しているさなかであります。3月の条例改正では議員の方々のいろんなご意見も賜ったというふうにお聞きをしておりますが、こういう非常に大事な農業情勢のさなかの農業委員の定数削減については私も危惧をされていて、これから私の立場でどういうふうに活動するのかというふうなことも含めてご回答申し上げたいというふうに思います。

まず最初に、ちょっと時間をいただいて、渋谷議員なり市長からもあった伊佐沢地区の降雹被害について、早速農業委員会も、市、あと市議会、県と県議会、農協、共済組合とホップ組合等に対して適切な処置の要望を出させていだいたところ。早速9月8日に対策協議会

を設置するというふうな市の対応もお聞きしておりますので、ぜひ被害救済に向けて対応方よろしくお願ひしたいと思えます。

特に、渋谷議員からもあった今回の促進法の改正なり19年からの米政策のあり方等で、私たち農業委員会も活動の柱になると、していかなければならないというふうなことは確認しております。当然、議員も上げられていたように三つ大きな柱を私は宿題として与えられた、農業委員会のあり方を問われた農業委員会法の改正であります。あと、農地法の改正。これに伴って促進法が改正されるということです。あともう一つは、WTO含めて国際化の中で日本の農業をどういうふう構築して検討していくんだというふうなことが問われているんだなというふう認識をしております。

今回新しく農業委員に改選になられた方々とも話を既にしてしておりますが、農業委員会の改選で一番ポイントは、数の問題ではなくて、委員の意識づけが問われているんだぞというふうには私にご意見を申し上げました。委員会法でも、今までは全員の農業委員が解任請求を受けていたわけですが、1人1人の農業委員が、例えばあってはならないことですが、不正やいろんな疑惑の中で問われたとき解任請求が受けられるという部分も含めて自覚が必要だというふうに申しております。

あと、農地法改正については、ご承知のとおり50アール要件等々の議論もこれからされるわけですが、渋谷議員が申しておりますとおり、担い手農家をどう育成するか。あと、遊休地をどうするか。特区の全国展開にどう対応するか。あと、集落営農の組織化というふうなことで、私も立場は違うわけですが既に農協の役員もさせていただいているので、連日連夜、今座談会等でも集落営農については地域に入って、そしてその中でも農業委員の立場でもしゃべれというふうなことで、今農家とすり合わせをし

ているところです。

その中での問題点を少し述べさせていただくと、長井では55年から増進法の中で、改善組合、現在だと45団体、88集落に改善組合あるわけです。最後に幸いなことに伊佐沢地区に8月改善組合が設立されまして、伊佐沢全地区でこの組織を立ち上げていただいたというふうなことで、残っているところは今泉、河井、あと白兔、森地区であります。

今、国でいわんとする集落営農の一つの形は、改善組合を基盤としてというふうに言われているところもありますので、農業委員会でも今まで培ってきた改善組合も一つの方向性、あと個人的な法人なり担い手の育成もそうですが、先ほど市長からもあったように、支援を受けられそうもない方々を行政なり農協がどういうふうに考えていくんだという部分では、試算では、そういう方々が支援を受けられなくなると置賜一円で10億の、減収とっては、収益ではないんですけども、補助金を失うというふうな部分も強く大変なことだなというふうには私は思っています。補助金をもらわないと自立できない百姓なんていうのはという議論も一方にはありますが、やはりそういう部分も含めて、農地を守ったり安全な食べ物をつくったり、次の世代を育てていくというふうなことは、今回の集落営農は新たな国からの提案でもありますが、私は、50年も60年も前から言われ続けてきた農村が変わらなければならないと、逆に。農家が変わらなければならないということが、今回をきっかけにして私はいいチャンスだと。若い人にも言っています。おまえらが知っていることを地域の年寄り衆や兼業農家に伝えて、どこまでできるかさせてくれという問いかけをしてみると。

長井は、決して担い手農家、若い農家が少ない地区ではないと私も市長おっしゃるとおり認識しています。頑張っている農家いっぱいいます。しかし、それでも認定農家の5年間の改善

計画の中で土地利用型で計画を達成した農家は1割にも満たっておりません。これは結局私ら農業委員会の責任でもあるわけですが、集積なり農地の団地化なりがいかに進んでいないかということもありまして、私は今回の課題が新しい長井というか日本の農業の一つのチャンスだというふうにとらえて、農業委員会でもしっかり、私たちの活動もですが、農業者と一緒にすり合わせをしていきたいなというふうに決意をしておりますので、ぜひ議員の方々のご支援もいただきたいなと思います。

以上です。

○大沼 久議長 10番、渋谷佐輔議員。

○10番 渋谷佐輔議員 小関会長には大変ありがとうございました。

小関会長も話しておられましたが、やはり地域の現状というものは、本当に数少ない担い手あるいは数少ない後継者が部落のほとんどの実行組合長をしたり共済部長をしたり、もう1人で地域内の五つも六つも役職を担わされている。あるいは、下手すると公民館の役員もしてくれ、下手すると寺の役員もしてくれなんて言われたり、いろんな役職を本当に限られた人が担っているというか背負わされているという現状もあります。そういう中で、今会長みたいに頑張っている人もおられます。そういう集落の環境というのは昔と大分変わりました厳しいなということが私の「ミミズのあちこど」でございます。

そういう中で、これからはどうやってそういう集落内の仕組み、今回の法改正は私は、ほかの人も言うんですけども、今回の法改正は2階建てのうちづくりだと。1階部分はその地域の中で話し合いしてくれと。土地を提供する人は土地を提供してくれ。おれつけれないからつくってくれという人。あるいは、土地なくとも定年退職していることはいるから労働力は提供できますという人に参加してもらおう。そして、2階部分は担い手あるいは後継者。もうおれ一生

懸命百姓やってみる、この地域でやってみるかという方々の2階部分。そして、屋根は行政あるいは施策、政策というふうに私は思っております。やはり雨風しのいでくれるのは行政あるいは政策なんだなと私は思っています。

そういうような形の中でこのたびの法改正が進むと思います。そういう意味で、行政サイドとしてもできる限りの支援とご指導を賜りたいなと思っております。市長の方からその辺もし見解がございましたらお聞かせいただきたいと思えます。

二つ目のテーマですが、直近の状況ではちょっとはかり知れませんが、お盆前、複数の、野川土地改良区の、固有の名詞言っていいかどうかわかりませんが、役員の方と話をする機会がありました。その中でいろいろ改良区と市との関係で、何ていうかな、見解の相違が見えるということをお聞かせいただきました。

それは、市と土地改良区いろいろかかわりございます。例えば長井市と野川土地改良区の間で農業用水を生活用水に利用することについての協定。これが改良区発足当時かな、当時の平市長と理事長が契約結んだ。補助金を払いますよという契約。それがありますと。あるということです。この中には、毎年管理補助金を支払うということ。それから、国営造成施設管理体制促進事業補助金にかかわる負担金。あるいは、羽黒排水路土地改良施設維持管理適正化事業補助金にかかわる負担金。そして、きのうも話ございました浄化槽設置事業にかかわる放流先への非組合員の負担金などについて、いろいろ市と改良区が協議なされているようですが、まだ不透明な部分があるよというご指摘をいただきました。その辺について市長はどのように対応なされてきたか、あるいは今後しようとなされているのか、その辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

それから、この項でもう1点ですが、これは

直近の話題であります。農業共済組合自体も、時代の趨勢というか、事務所の統廃合により支所が移転する、あるいは移転したという話も耳にしました。共済組合員あるいは加入者、共済部長さんたちにとってはこのことは大変な苦渋の選択だったと思います。事務所が統合になっても組織の機能が劣化しないよう、そして、共済制度が組合員にとって安心のとりでとなつてほしいと思います。

このようなとき質問は不謹慎かと思われませんが、ちまたでは、長井市が貸している財産だと、これをどのように使うのかなということの関心は高いようでございますので、その辺について市長の見解をお聞きしたいと思います。とりあえずよろしくお願ひします。

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 まず屋根ということですが、政策的なあるいは事務局的な支援等は今後もしっかりしなければいけませんし、全体としてやはり長井の農業を発展させるために、しっかりとできることを支援をしていきたいというふうに思います。

第2の協定書についてですが、これは確かに48年に当時の市長と理事長さんが補助金を支払うということで、そのあれをさらに今度は負担金ということで、16年に私と当時の理事長が、金額も373万2,000円というのが基本だよというふうに変更したというかな、協定を結ばせていただいたということはお指摘のとおりであります。

私が申し上げているのは、やはり水はこの地域にとって必要だと。第一義的に土地改良区さんで水を管理していただいているわけですから、管理していただいているところについては、373万2,000円というのは土地改良区さんである程度もうかかるものだからと。ただ、国も県もやはりそれはそうだからもっと応援しなければいけないということで、14年度は国、県と市を

一緒にして866万6,000円、15年度は732万8,000円、16年度は546万9,000円、17年度は379万4,000円。補助金ですからこの三位一体でどんどん減っていますよ。減っていますが、しかし14年度はもう379から500プラスぐらいになっているわけでありますから、これはやはりお金の色がついているわけではありませんし、全体として土地改良区で水路を守るための事業でありますので、みんな減らされている中でこれある意味で14年度は500もふえたわけでありますから、この中でやっていただけませんか。そして17年度も379、ここまで入れましたから、あとわずか60ぐらいですから、これをまず下回った部分についてはやはり市も応援させていただきましょというようにさせていただきたいということは率直に申し上げました。

これは、18年度まで長井の場合は財政再建もやっておりますから、土地改良区さんにも……、その仕事についてでありますから、その仕事については我々も、もう土地改良区さんも頑張られたわけですが、我々も陳情に行き、なおかつ国も県もやはり水の重要性、環境における水を適正に管理するということの重要性を考えて、全体としてこう出していただいたわけですから、800万以上。これについてはやはり、プラスですね、その中の市の負担金は216だから、25%だから、差額をもう156万出せと、こういうのはやはりちょっと勘弁していただけませんかということは何度も申し上げてきたところであります。

ただし、373万2,000円という協定に下回った分については、やはりそれはこの協定が生きている限りは応援をさせていただいて、その中でとにかく土地改良区の皆さんにもお願いをしたい。そのことは白川土地改良区さんにも申し上げておりますし、ここは若干意見の違うところなんです、そうはいつでももっとよこせと、こういうことがありますので、そこはちょっと

今議論をしているというか、なかなか議論が合わないというか、議論が合意できないというか、というところであります。

ただし、長井市の土地改良区さんがそれぞれ、野川さんなり白川さんなりが責任を持ってやっていただいているので、373万2,000円というのが、それについてはやはり足らざるところにあったらさらにやはり上乗せをしていかなければいけないというふうに思っているところであります。

最後に、農業共済ね。共済につきましては、やはり置賜一円を本部で統廃合のご計画があるようであります。これは参事さんにもお聞きしましたし、ついこの間、平県会議員の祝賀会のときに代議士、遠藤先生とお会いしたときにも、そうなるからいずれやはり参事と詰めてくれよというようなお話もありました。参事さんともお会いしたり、実際に中を見せてもらったりしているんです。それから清水町の皆さんは、やはりあの2階の会議室、実に立派なんですよ。これはもう国会議員の会議室以上に立派ぐらいですね。ここをやはり年に2回か3回借りたいけれどもどうだということですから、もし長井市がこの建物をそのまま、今まで無償で貸与しておりましたから、土地なんかも、その分は建物としても無償でいただくということであれば、あれは冷暖房もきいておりますし、これは使い道は十分にあるということでもありますし、ちょっとばらばらになっているところもありますから、国土調査係のあれなんていうのはちょっと借地の上に古いのにのっかっているところもあるので、あるいは教育委員会等どうするかとかいろんなことも考えて、あそこはやはりできればいただきたいと。

ただし、総代会は、やはり年度を越えて連休の前あたりぐらいまでになるかもしれないので、それはやはり年度までというわけにもいかないでしょうから。それから、家畜診療なんかのあ

れの臨時的、何ていうんですか、獣医師さんの中継基地みたいな、そこは残してもらいたいとかいろんなご要望がありますので、これは担当課とお話をさせていただいて、納得のいく形でいただければ有効に利用したいというふうに思っているところであります。

以上です。

○大沼 久議長 10番、渋谷佐輔議員。

○10番 渋谷佐輔議員 大変わかりやすいご答弁いただいてありがとうございました。

やはりまた改良区との協議ということになりますが、お互いやはり厳しいからどこかに意見の食い違いも出るかと思いますが、話せばわかると思いますので、ひとつその辺お互いに胸襟を開いて対応していただきたいと。よろしくお願いします。

質問を終わります。

○大沼 久議長 ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○大沼 久議長 休憩前に復し、午前に引き続き市政一般に関する質問を続行いたします。

内谷重治議員の質問

○大沼 久議長 順位8番、議席番号2番、内谷重治議員。

(2番内谷重治議員登壇)

○2番 内谷重治議員 私の9月定例会における一般質問は、長井市活力再生プランの確立についての1点であります。

私は、活力再生という視点から、ことしの3

月定例会においては「財政再建5カ年計画後の自立計画策定に向けて」と題し、総論として市役所活力の再生、市民との協働による活力再生、そして産業活力の再生について市長の見解をお伺いいたしました。さきの6月定例会では、環境からの活力再生といたしまして、第2次環境基本計画の基本理念と観光振興との融合について具体的な事例、提案を交えながら質問してきたところであります。

このたびの9月定例会一般質問では、長井市活力再生プランを確立するための課題と展望について、第4次長井市総合計画の関連や進捗状況とともに市長の見解をお伺いしたいと考えております。

市長並びに教育長、関係それぞれの課長、所長におかれましては、明確な答弁をお願いするものであります。

さて、質問に入ります前に、市長とともに地方自治における二元代表制のもう一つの車輪である市議会のあり方について、この場をおかりいたしまして私の考えを述べさせていただきたいというふうに思います。

昨日、一般質問の冒頭で安部議員が触れられましたが、先月8月1日、私を含めた7議員の同志で新しい会派を結成いたしました。新会派に参加した議員7名の思いは、さまざまな動機、認識があったと思いますが、その共通とするところは、安部議員からもありましたように、長井市議会の機能正常化、議会活性化の2点に尽きると思います。地方分権時代の地方自治体議会の役割は何か。私ども市民の負託を受けた議員一人一人が改めて原点に立ち返り、考え、行動しなければならないと思います。

憲法及び地方自治法によって規定される我が国の地方自治制度は、議事機関としての議会と執行機関としての首長とをともに民意に基礎を置く住民の代表機関、いわゆる二元代表制として、それぞれ独立の立場において、相互に牽制